

STUDY CAIRNS

Take Me To Cairns Competition

Terms and Conditions

スタディーケアンズ

Take Me to Cairns

コンペティション参加規約

利用規約

- 「Take me to Cairns」コンペティションは、スタディーケアンズ(以下「主催者」、住所 PO Box 1575, Cairns, Queensland 4870, Australia) がケアンズ観光局の支援を得て実施いたします。

参加資格

- 参加申し込み(投稿)を行った時点で、ここに記載するキャンペーン利用規約に同意したものといたします。
- 申し込みは参加条件を満たす方に限ります。
- 参加資格は下記の通りです。
 - 主催者、賞品提供企業、およびキャンペーンに関わる企業や団体の従業員や関係者でないこと。
 - 上記(a)にあげた関係者の親族でないこと。
 - 応募時に 18 歳以上であること。
 - 日本国籍を有すること。
- その他本規約に準ずること。

コンペティション期間

- 予選エントリ期間は 2019 年 2 月 25 日月曜日から 2019 年 3 月 22 日金曜日の日本時間 21 時まで。
- 2019 年 4 月 4 日金曜日に決勝に残る最大 5 名のファイナリストを確定。
- ファイナリストは後に指定される課題を 2019 年 5 月 10 日までに提出。
- 優勝者は2019年5月 28 日に発表。

応募方法

- 下記の手順に従い応募してください。選出は予選と決勝の 2 段階となります。
 - ご自身のフェイスブックページで、なぜ「ケアンズが留学に最高の場所」なのかあなたの考えを 90 秒以内のオリジナリティある動画で表現・投稿してください。英語のレベルは審査に影響しませんが、動画内容は英語で作成をしてください。また、次項の投稿する動画についての注意を必ずご確認ください。

STUDY CAIRNS

- b. 投稿時には必ず次の2つのハッシュタグをつけてください。#takemetocairns, #ケアンズ大好き
- c. フェイスブック のページを「公開」に設定してください。
- d. 動画の投稿後、下記のリンクにある DOWNLOAD ENTRY FORM から申込書をダウンロード、ご記入の上、次のメールアドレスに送付してください。 <http://www.studycairns.com.au/competition-take-cairns/> メール送り先 projects@studycairns.com.au
※ダウンロードとご記入ができない端末をご利用の場合はその旨のメッセージを上記メールにお送りください。
- e. 決勝に残ったファイナリストに残った方には
 - I. 最終選考のための課題が与えられます。(3分程度の動画課題を予定)
 - II. この課題に従い、フェイスブックにて2つ目の動画を投稿していただきます。その際も同様に指定のハッシュタグを利用し、ページを「公開」としてください。

投稿する動画についての注意

- 11. 主催者は厳正なる審査を行います。ケアンズへの留学に対しての想いなど、オリジナリティある発想で動画を投稿してください。動画はオリジナルのもので、応募者はその内容について第三者の著作権など問題のないものを投稿してください。また、優勝者選出のためのファイナリストによる動画投稿については一般の方の投票を取り入れる場合があります。あらかじめご了承ください。

優勝者賞品について

- 12. 優勝者には賞金総額\$8,000 ドル相当の航空券・宿泊施設・ツアーが送られます。
- 13. 目録(別途記載のある場合以外は1名分)
 - a. 東京または大阪からケアンズまでの往復航空券
 - b. Sharehouse での宿泊最大 10 週間まで
 - c. ホームステイ(2 週間)
 - d. フームステイ(2 泊 3 日)
 - e. 語学学校(最大8週間)
 - f. 5日間での動物飼育体験
 - g. 3時間の専門学校生によるエステ体験
 - h. ケアンズ水族館入場券
 - i. スカイレール往復乗車券 2 名分
 - j. ジャプカイアボリジニカルチャーパークの昼間の入場券2名分
 - k. グレートバリアーフクルーズ2名分
 - l. ハートリースクロコダイルアドバンチャー、キュランダコアラガーデン、バードワールドキュランダの各入場券2名分

STUDY CAIRNS

14. 食事や個人利用の経費などは含まれておりません。
15. パスポートとビザの取得、海外旅行保険加入は優勝者ご自身で手配が必要です。
16. 成田または関西空港までの旅費は優勝者の負担となります。
17. 賞品は現金や別の賞品・金券への交換や、他人への譲渡はできません。
18. 賞品利用の有効期限は2020年3月31日までです。
19. 賞品の期間以降も自費で滞在を延長することは可能ですが、復路の航空券の有効期限は最大で2020年6月30日までとなります。(往路と復路の日程は事前に決めることが必要です)

優勝者の義務

20. 別途書面による同意のない限り、優勝者は自身のソーシャルメディアを通じて賞品の内容やケアンズでの生活についての投稿をしていただきます。渡航日からインスタグラム、フェイスブックなどのソーシャルメディアで、週に5回の写真または動画に指定のハッシュタグ（#takemetocairns, #ケアンズ大好き）をつけて投稿していただきます。
21. 投稿内容は主催者や関連団体、賞品提供者を誹謗中傷するものではなく、地域や人々、またその文化に敬意を示した投稿をする義務を負います。
22. 優勝者はスタディケアンズのアンバサダーとして、良識ある言動をしなければなりません。
23. 優勝者はスタディケアンズやケアンズ観光局が滞在期間中にその様子や優勝者の投稿などを当該団体の所有するソーシャルメディア、Web サイト、パンフレットなどに掲載されることに同意するものとします。また、投稿にはその内容について第三者の著作権など問題のないものを投稿しなくてはなりません。

賞品や権利の消失

24. コンペティション参加者や優勝者が、ここに定める規約に対して不適切と思われる言動や投稿をしたと主催者が判断した場合には、主催者は賞品の有効性を即刻停止することができます。
25. 賞品提供者が提供する賞品内容を変更した場合、主催者は元の内容を保証するものではありません。
26. 参加者が当該規約に従わない場合や不正と思われる行為が認められた場合には、主催者は参加資格を停止することができます。
27. 主催者はエントリー内容についての妥当性を検証する権利を有します。また、エントリーは1人1回のみ有効です。
28. 災害や暴動、電力供給の停止、ストライキ、通信機器の異常やコンピューターウィルスなどコンペティションや賞品の利用ができなくなる事由が発生したときは、主催者はコンペティションを中止、変更、またはやり直しを行う権利を有します。
29. 主催者は法律で定められている責任を除き、参加者がコンペティション中や滞在中、賞品利用中に被った損失、破損、疾病などの一切の責任を負いません。

STUDY CAIRNS

30. 主催者は以下のような事項に関して責任を負いません。 (i) 通信時における遅延・未達などの通信障害、(ii) 盗難や破壊行為、メールやソーシャルメディアへの不正アクセス等による損害、(iii) コンピューターなどの電子機器の誤作動やコンペティション催行に関して生じたシステム障害や機器の異常、(iv) 間違いや不十分な情報に起因する上記を例とした損害
31. 申込書等に記載された参加者情報は、主催者および賞品提供企業、および'Take me to Cairns'コンペティションに関わる企業や団体でのみ利用し、いかなる第三者へも開示いたしません。ただし参加者が同意した場合、the Privacy Act 2009 をはじめとする法律で開示を求められた場合を除きます。
32. 参加者は参加者が提供した写真や動画などの著作権や使用料を永久に放棄し、主催者がプロモーションやマーケティングの目的でオーストラリア国内外のオンライン上の媒体やサイト、メディア、紙媒体などに使用することに同意します。
33. 参加者は投稿する画像やコンテンツがオーストラリアの著作権法の違反にならないことを保証し、また写り込んでいる人物や物体が公開されることにより生じる係争や法律違反に関して主催者は一切の責任を負いません。
34. 参加者が投稿する動画は、不適切な表現や暴力、性描写、個人または団体、地域、性別などを冒涜する内容のものを含むことは禁止されています。
35. 参加者の投稿は以下のランディングページなどで紹介されることがあります。
<http://www.studycairns.com.au/competition-take-cairns/>
36. 主催者による決定は最終決定であり、決定に関する問い合わせにはお答えしません。
37. 優勝者は主催者による発表後 14 日以内に賞品の受け取りの意思表明をしてください。期間内に表明がされない場合は、主催者が賞品を無効にする、または他の優勝者を選ぶ権利を有します。
38. 優勝者が決定後、主催者は優勝者の名前や写真をコンペティションの結果として使用・公表する権利を有します。
39. 主催者は提出された情報の妥当性を検証し、規約に違反すると認められた場合には違反者をコンペティションから排除することができます。また、違反者により受けた損害に対し、合法的に損害賠償を請求する権利を有します。
40. 虚偽の内容が認められると判断した場合には、主催者はその調査を行う権利を有します。
41. インターネットを含む通信費は参加者個人の負担となります。